

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団 iPS 細胞実用化推進基金規程

(設置)

第1条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）に iPS 細胞実用化推進基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、広く社会から寄付を受け入れることにより、財団が実施する iPS 細胞の臨床応用のための支援、推進、研究開発、細胞製造、普及活動等を通じた、日本国内及び海外における教育、研究及び医療の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業のうち、財団が実施する次の各号の公益目的事業に充てることとする。

- (1) 細胞製造、品質評価、細胞保管管理及び細胞調製施設の管理・運営
- (2) 研究開発
- (3) 研究開発及び臨床応用に対する総合的支援
- (4) 研究助成事業
- (5) 知的財産・契約及び広報等に関わる業務の支援
- (6) 教育訓練及び人材育成
- (7) 産学官及び国際交流等を通じた情報共有及び情報発信
- (8) その他公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款第3条の目的を達成するために必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、寄付者が基金に組み入れることを指定した寄付財産、基金内の財産を買い替えて取得した財産、次条に定める基金運営委員会において基金に組み入れることを決定した財産及びそれらの運用益をもって構成する。

(基金運営委員会)

第5条 財団に、基金の運営に係る次の各号に掲げる事項を行わせるため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の事業計画に関する事項を審議すること。
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項を審議すること。
- (3) 重要な財産の基金への組入れ及び受入れに関する事項について理事会に意見を述

べること。

(4) 現金以外の財産（重要な財産を除く。）の基金への組入れ及び受入れに関する事項を審議すること。

(5) その他基金の管理運営に関する重要事項を審議すること。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 理事長が任命する専務理事 1名

(2) 事務局長又は事務局長補佐

(3) 社会連携室長

(4) 財務室長

(5) その他理事長が必要と認める者 若干名

3 前項第5号の委員は、理事長が委嘱する。

4 第2項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員会の議事については、議事録を作成するものとし、委員長及び出席した委員の中から委員長が指名した者2名が、議事録に署名、記名押印、電子署名又は電子押印をするものとする。

8 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（財産の組入れ及び受入れ）

第6条 重要な財産の基金への組入れ及び受入れは、委員会の意見を聴いたうえで理事会が決定する。

2 現金以外の財産（重要な財産を除く。）の基金への組入れ及び受入れは、委員会が決定する。

3 現金（重要な財産を除く。）の基金への組入れ及び受入れは、専務理事が決定する。

4 専務理事は、前項の組入れ及び受入れについて、毎年、委員会へ報告するものとする。

（基金の支出方針）

第7条 基金内の財産（運用益を含む。）の用途については、委員会が決定する。

（基金の運用）

第8条 財団は、より効果的に事業を推進する必要が認められる場合、委員会の決議により、寄付者が買換えを認めていない寄付財産を除き、基金内の財産を他の財産に買い換えることができる。この場合、買換えにより取得した財産は、引き続き基金に組み入れて管理運用する。

2 前項の買換えにより、運用を目的とした有価証券等を取得した場合は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団財産管理運用規程に基づき、当該有価証券等の管理及び運用を行うものとする。

3 第1項の買換えにより、固定資産を取得した場合は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団固定資産管理規程に基づき、当該固定資産の管理を行うものとする。

(理事会への報告)

第9条 委員会は、毎事業年度に1回、基金の運営状況について理事会に報告するものとする。

(基金明細書)

第10条 基金については、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁に提出するとともに、その写しを、基金明細書を作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、財団の主たる事務所に保存するものとする。

(事業年度)

第11条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第12条 基金に関する事務は、社会連携室及び財務室において処理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(基金の管理運営)

第14条 本規程に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。